



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は、納付書による現金納付の他にも、事前に申し込むことにより、口座振替やクレジットカードで継続的な納付をすることができます。

■対象となる保険料

定額保険料（付加保険料含む）
※次の保険料の納付には利用できません。

- ・過去の未払い分の保険料
- ・一部を免除されている保険料

■申込方法

①口座振替納付

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」を、ご利用の金

融機関または年金事務所にご提出ください。

②クレジットカード納付

「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」を、お近くの年金事務所にご提出ください。

①②共通事項

郵送による提出が可能です。各申出書は市民課で配布しています。①は金融機関でもお取り扱いしています。

お得な割引制度もあります

■早割制度（口座振替のみ）

当月保険料を当月末に納付することで、保険料が月々50円割引されます。

（例）2月分保険料（納期限は3月末日）を2月末日に納める

■6か月・1年・2年前納

保険料をまとめて納付することで、毎月納付するよりも保険料が割引されます。同じ前納でも、現金・クレジットカード納付より口座振替納付の方が割引額は大きくなります（下表参照）。

2年前納のメリット

- ・割引額が一番大きく、令和4年度では14,540円（口座振替は15,790円）割引されています。
- ・2年前納した保険料全額が、納付した年の社会保険料控除の対象になります。1年分ずつ分けて申告することもできます。

令和5年度から前納するには

令和5年度分から、4月～9月分の6か月・1年・2年前納のいずれかをご希望の方は、お早めにお手続きください。

■手続き方法

①現金で前納

2年前納をご希望の場合のみ、年金事務所にお申し出ください。前納用の納付書を送付します。なお、6か月・1年前納の納付書は月毎の納付書と一緒に年度当初に送られます。

②口座振替・クレジットカードで前納

振替や納付手続きの際、併せてお手続きください。

■申込期限 2月28日(火)
(年金事務所必着)

■納付方法ごとの割引額比較表（令和4年度）

納付方法		1か月分の割引額	6か月分の割引額	1年分の割引額	2年分の割引額
毎月	翌月末納付	割引なし	割引なし	割引なし	割引なし
	当月末納付 ※口座振替のみ	50円	300円	600円	1,200円
6か月前納	カード・現金	—	810円	1,620円	3,240円
	口座振替	—	1,130円	2,260円	4,520円
1年前納	カード・現金	—	—	3,530円	7,080円
	口座振替	—	—	4,170円	8,360円
2年前納	カード・現金	—	—	—	14,590円
	口座振替	—	—	—	15,850円

国民年金保険料の納付案内は、民間事業者に委託しています

日本年金機構は、国民年金保険料が未納の方への電話や文書、戸別訪問による納付のご案内を民間事業者に委託しています。

訪問員が保険料納付のご案内に伺う際は、必ず日本年金機構発行の身分証明書（顔写真入り）を提示のうえ、事業者名と氏名を名乗り、お客様の本人確認を行います。

※日本年金機構は、保険料が未納の方への案内に必要な個人情報のみ、委託の民間事業者へ提供しています。

※民間事業者へ保険料の納付について問い合わせる場合は、送付された郵送物をお手元にご用意ください。

訪問員が次の要求をすることは
絶対にありません！

- ・手数料の支払い
- ・金融機関等でのATM操作
- ・現金・年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカード等のお預かり